

公 告

分任契約担当官代理
陸上自衛隊多賀城駐屯地
第381会計隊契約班長 伊藤 健介
(公印省略)

下記のとおり一般競争入札を行うので、「入札及び契約心得」と「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

件 名 等	納 期	納 入 場 所
小麦粉 ほかに199件別紙品目等内訳書（乙）のとおり	令和8年4月1日 ） 令和8年6月29日	陸上自衛隊多賀城駐屯地

2 競争入札参加資格

- (1) 全省庁統一資格を取得している者で「物品の販売」の等級「D」以上に格付けされ、東北地域の競争参加資格を有するもの。
- (2) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補助者であつて、契約締結に必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (4) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (5) 都道府県警察から暴力団関係業者として、防衛省が発注する公共事業等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者の参加は認めない。
- (6) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (7) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (8) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

3 契約条項を示す場所

- (1) 陸上自衛隊多賀城駐屯地 第381会計隊
- (2) 内訳書等については第381会計隊事務室で配布します。
- (3) 「入札心得等」については、第381会計隊事務室等で掲示します。

4 入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和8年3月12日 13時40分
- (2) 場 所 多賀城駐屯地会計隊入札室
- (3) 郵便入札受領期限 郵送等による入札は、事前に会計隊担当者の承認を受けるものとし、件名を記入した小封筒に入札書を入れて封印し、これと資格審査結果の写しを「公告番号・入札書在中」と表記した封筒に入れて令和8年3月11日17時00分まで、本官の手元に届いたものに限り有効とする。
郵送した旨の連絡をすること及び現着（担当者）の手元に届いた旨を業者の責任において確認すること。

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札決定方式

消費税抜きの 単価 で入札するものとし、その単価が当隊所定の予定価格の制限の範囲内で最低価格者をもって充てるのを原則とする。但し、重大な錯誤によるものおよび入札妨害の意図をもってなした入札を除く。尚、落札となるべき最低単価での応札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。但し、見本提出のある品目については、見本提出があり、見本の結果が良好であるものとします。

7 保証金

- (1) 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収します。
- (2) 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収します。
- (3) 遅延賠償：遅延部分1日につき、契約金額の1/1000に相当する金額以上を徴収する。

8 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争入札に必要な資格のないものが行った入札。
- (2) 入札金額、入札者、氏名及び押印が判明しがたい入札書。
- (3) 入札書に「公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾の上、入札見積いたします。」の記載のない入札。
- (4) 入札書に、「当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は、暴力団排除に関する誓約書に定める事項について誓約いたします。」の記載のない入札。
- (5) 入札者が実施した誓約に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合。
- (6) 遅刻入札及び入札条件に反した入札。
- (7) 品目等内訳書の見本欄に○印のある品目については、令和8年3月10日10時00分(厳守)まで、多賀城駐屯地糧食班に見本を提出の提出をお願いいたします。

9 契約書の作成等

- (1) 落札者は落札決定後遅延なく「陸上自衛隊駐屯地用標準契約書」の様式に基づき、契約書等を作成提出すること。
- (2) 予定金額に消費税相当額(1円未満の端数がある場合は、切り捨てた金額)を加算した金額が100万円以上の場合は、契約者は請書を提出すること。
- (3) 上記金額が250万円を超える場合には、契約書を作成する。
- (4) その他契約担当官が必要と認める場合は、契約書を作成する。
- (5) 適用する条項

基本契約条項	「糧食品物品売買契約書」
特約条項	「談合等の不正行為に関する特約条項」
	「暴力団排除に関する特約条項」
	「単価契約に関する特約条項」

10 入札条件等

- (1) 一旦提出した入札書の引換え、変更又は取り消しはできません。
- (2) 予定価格に達しない場合は再度入札をします。再度入札については、郵便入札者がいる場合においては官側が指定する日時において実施するものとする。郵便入札がない場合はその場で実施するので入札書の予備を持参すること。
- (3) 単価をもって落札と定めたときは総額に誤りがあっても入札の効力を害しません。また総額をもって落札と定めたときの単価及び内訳の誤りについても同様です。
- (4) 権限のない者の入札は無効となるので、代理人の場合は必ず委任状を持参し入札前に提出してください。この場合競争の相手方となる者に代理委任をすることは認められません。
- (5) 契約目的物は駐屯地納入となるので梱包費・郵送費等を含めて入札してください。
- (6) 入札を妨害した者、及び談合した者は入札参加(指名)を取消し、以後の取引を停止するほか法令により罰せられますから、ご注意ください。
- (7) 入札者は、入札書の提出をもって当隊「入札心得」の誓約事項の誓約及び「陸上自衛隊駐屯地用標準契約書」の契約条項を承諾したものとします。

11 契約条件の概要

- (1) 契約の成立時期 (ア) 契約書を作成する場合 契約者とともに契約書に記名押印した時。
(イ) 契約書の作成を省略した場合 契約者により落札決定した時。
- (2) 契約者は国側の承認を得ないで本契約の権利、義務を第三者に譲渡できません。また一括下請けさせることも、担保に共することもできません。
- (3) 受渡し完了までの(検査受領以前の)危険負担、一切の損害は契約者の責任となります。
- (4) 契約物品が検査の結果不合格であっても本来の使用に耐えうるときは値引きして受領することもあります。
- (5) 天災以外の事由で契約者の責により期限まで履行できないときは、原則として契約解除となり違約金として解除部分の契約金額の100分の10に相当する金額を国庫に納入することになります。また、納入物品によって有償で完了期間を延長することができます。この場合、遅滞料として遅滞1日につき遅滞部分に対する契約金額の1,000分の1を国庫に納入することになります。但し、天災等の場合に際しては無償で延長することもあります。
- (6) 当該契約品目の発注は本通知書別紙購入予定表をもってかえます。但し、数量に変更がある場合は納入日1日前まで当該契約単価により増減発注を行います。また、納入予定日以外でも新規で発注をすることがあります。

12 代金の支払い等に関する事項

請負代金の支払いは、履行完了後、適法な請求書を受領した日から、30日以内となります。

13 その他

- (1) すべての入札単価は外税とします。
- (2) 単位に注意してください。
- (3) 入札参加者は、令和7・8・9年度の資格審査結果通知書の(写し)の提出をして下さい。
- (4) 食品衛生監視票(最近6ヶ月以内のもの)をお持ちの業者はその写しを提出願います。お持ちでない場合は、現地調査を行うことがあります。
- (5) 細部については、下記に御照会下さい。
- (6) 品目等内訳書の見本欄に○の記載ある品目は見本提示品となります。応札する場合、見本を期限まで確実に提出して下さい。
- (7) 電話・FAXによる入札は認めません。

多賀城市丸山2丁目1-1

陸上自衛隊多賀城駐屯地

第381会計隊

契約班

T E L 022-365-2121

F A X 022-367-7570

内線 647

担当者 荻野